

平成 2 7 年 1 0 月 2 6 日

第 5 回 瑞 浪 市 議 会 臨 時 会 會 議 録 (第 1 号)

議 事 日 程 (第 1 号)

平成27年10月26日 (月曜日) 午前9時00分 開議

- 日程第1 諸般の報告
- 1 提出議案の受理報告
 - 2 説明員の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議第62号 訴えの提起について
-
-

本日の会議に付した事件

- 第1 諸般の報告
- 1 提出議案の受理報告
 - 2 説明員の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議第62号 訴えの提起について
-
-

出席議員 (16名)

1番	樋田 翔太	2番	小川 祐輝
3番	渡邊 康弘	4番	大久保 京子
5番	小木曾 光佐子	6番	成瀬 徳夫
7番	榛葉 利広	8番	熊谷 隆男
9番	石川 文俊	10番	加藤 輔之
11番	大島 正弘	13番	熊澤 清和
14番	館林 辰郎	15番	柴田 増三
16番	成重 隆志		

欠席議員 12番 水野 和昭

説明のため出席した者の職、氏名

市 長	水野 光二	副 市 長	勝 康弘
総 務 部 長	水野 正	まちづくり推進部長	加藤 誠二
民 生 部 長	伊藤 明芳	民生部次長	正村 京司
経 済 部 長	成瀬 篤	経済部次長	棚橋 武己
建 設 部 長	石田 智久	建設部次長	大山 一男

会計管理者	渡邊俊美	消防長	小倉秀亀
総務課長	正村和英	秘書課長	正木英二
教育長	平林道博	教育委員会事務局長	伊藤正徳
教育委員会事務局次長	藤井雅明	企画政策課長	小栗英雄
税務課長	宮本朗光	市民課長	小木曾松枝
市民協働課長	鈴木創造	生活安全課長	北山卓見
高齢福祉課長	南波昇	保険年金課長	伊藤和久
健康づくり課長	成瀬良美	農林課長	景山博之
商工課長	林恵治	窯業技術研究所所長	加藤正夫
環境課長	市川靖則	クリーンセンター所長	小川恭司
土木課長	木村伸哉	都市計画課長	渡辺芳夫
浄化センター所長	山内雅彦	教育総務課長	酒井浩二
社会教育課長	柴田宏	スポーツ文化課長	工藤将哉
選挙管理委員会書記長補佐	日比野茂雄	消防総務課長	足立博隆
警防課長	足立憲二	予防課長	鶴飼豊輝
消防署長	大津英夫		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	可知勝宏	事務局総務課長	奥村勝彦
書記	加藤百合子	書記	加藤千佳

○議長（熊谷隆男君）

皆さん、おはようございます。

きょうは本当に寒い日になりまして、体調の悪い方もあるかもしれませんが、これからますます厳しくなると思いますが、頑張ってまいりましょう。

本日の会議に、水野和昭議員が体調不良のため欠席であります。

それでは、ただ今から、平成27年第5回瑞浪市議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

ここで、市長の挨拶をお願いいたします。

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

皆さん、おはようございます。

このたびは、瑞浪市議会の臨時会の招集にあたりましてご無理を言わせていただき、きょう開会をさせていただくことができました。本当に心から感謝を申し上げたいと思います。

今回の訴えにつきましては、今後の市政運営に対しましても、やはり今回の判決は承服できない部分もあるわけですので、しっかり市といたしましては控訴させていただいて、市の主張をその裁判で訴えていきたいと。そして、認めてもらいたいと、そういう思いでございますので、議員の皆さんにおかれましても、しっかり審査していただき、ご議決をいただきますことをお願いいたしまして、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（熊谷隆男君）

ありがとうございました。

本日の日程につきましては、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

○議長（熊谷隆男君）

日程第1、諸般の報告を行います。

1、提出議案の受理報告及び2、説明員の報告につきましては、お手元に配付してあります報告のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において13番 熊澤清和君と14番 館林辰郎君の2名を指名いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決しました。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第4、議第62号 訴えの提起についてを議題といたします。

本議案については、議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

おはようございます。臨時会上程いたします議案につきまして、説明させていただきます。

議案集、議案資料をご覧いただきたいと思います。

議第62号 訴えの提起についてでございます。

これは平成25年5月2日に提訴されました固定資産評価審査決定の取消請求につきまして、平成27年10月15日に岐阜地方裁判所で判決がなされましたが、この判決につきまして承服できませんので、控訴を提起したく、議会の議決を求めるものでございます。

議案集のとおり、当事者として控訴人は、第1審被告、瑞浪市、代表者、瑞浪市固定資産評価審査委員会。被控訴人は、株式会社バルエナゴルフ及び東大島生産森林組合でございます。

控訴の趣旨でございますが、10月15日に言い渡されました、固定資産評価審査決定取消請求の事件における第1審の判決について、岐阜地裁が行った土地鑑定価額の評価手法に対しまして疑義があることを主張してまいりましたが、同判決では、その疑問が解消されることなく、同鑑定に基づき算出された額を適正な価格とした点につきまして、承服できませんので控訴するものでございます。

管轄の裁判所は、名古屋高等裁判所でございます。

なお、本案件につきましては、顧問弁護士に委任いたします。

議案資料には、訴えの提起に係る対象の物件を一覧として添付してございますので、よろしくお願いたします。

以上、議案上程の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（熊谷隆男君）

ご苦労様でした。

○議長（熊谷隆男君）

ここで暫時休憩をいたします。

休憩時間は、午前9時15分までといたします。

午前9時04分 休憩

午前9時15分 再開

○議長（熊谷隆男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案について質疑を行います。

質疑の通告があります。

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

皆さん、おはようございます。

このたび、本市が訴えられました固定資産評価審査請求事件ですか。それによって、岐阜地裁におきまして、第1審は敗訴という結果になってしまったわけですが、本市の主張が認められなかったということは、私も含めまして、大変残念な結果になったと認識しております。

名古屋高裁へ控訴される以上は、何が何でも勝訴という結果を導き出していきたいと思っております。

まあ、議会の一員として、私は関係者の皆様の一層の努力をお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、2つの要旨を伺いますので、よろしく願いいたします。

議第62号 訴えの提起についてでございます。

答弁者は、水野総務部長にお願いいたします。

要旨1、控訴の趣旨にある、岐阜地方裁判所が行った土地鑑定価額の評価の手法に対し、市は疑問があると主張してきたとあるが、疑問点はどのようなか。また、裁判において、疑問点が解消されず「判決に承服することができない」とあるが、控訴以外の手法は考えられなかったか。

よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

お答えさせていただく前に、少し経緯につきましてご説明をさせていただきます。

本裁判の判決は、市の平成24年度固定資産課税台帳に登録された価格につきまして、裁判所が適正な時価とした額を超える部分が違法であるとした判決でございます。

本裁判は、平成24年度固定資産評価について、原告から不服審査の申し出があり、その審査申し出に対する固定資産評価審査委員会の棄却決定の取り消しを求める裁判でございます。

その委員会審査の際に、市の平成24年度固定資産課税台帳に登録された価格について、適正なの

かを判断するために、その審査の中で、固定資産評価委員会は不動産鑑定士による鑑定を行っております。その結果、平成24年度固定資産課税台帳に登録された価格は適正であるとして、固定資産評価審査委員会は、審査申し出の棄却を決定しております。

今回の裁判におきまして、原告側から、改めて裁判所選任による不動産鑑定士による鑑定の申し立てがございまして、裁判所は不動産鑑定士を選任し、鑑定を実施する決定をいたしまして、昨年9月8日、裁判所の鑑定結果が出されております。

ご質問の市が主張した疑問点につきましては、裁判所が行った鑑定評価につきまして、その内容を精査したところ、岐阜県東濃地区に対する地元精通度が低く、また、複数の鑑定士による合意形成の過程がある委員会鑑定と比較いたしまして、信頼性が高いと判断したことから、市として到底認容することができず、その鑑定の信用性について市から意見書を提出し、主張をしております。

また、平成25年の最高裁の判例では、その補足意見の中で、「不動産鑑定には差があり得るものであり、許容範囲が存在すること」が述べられていることも主張してきたにもかかわらず、裁判所が選任した不動産鑑定士による鑑定のほうが信用性が高いとして、裁判所の行った不動産鑑定をもとに算出した額が、適正な時価とされたものでございます。

不動産鑑定士の資格につきましては国家資格でございまして、その信用性について、裁判所が選任した不動産鑑定士の鑑定のほうが高いと判断したことは、すなわち「裁判所が選任した不動産鑑定士」以外の不動産鑑定士による鑑定は信用性が低い、ととることができます。

このような判決は、市政の運営上、とても承服できるものではございません。

また、控訴以外の手法につきましては、判決を受け入れるものであり、考えておりません。

本市としましては、高等裁判所において、これらの疑問点等をしっかりと主張し、平成24年度固定資産課税台帳に登録されました価格が適正な価格であることを認めていただく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。

もう一つ、お尋ねいたします。

岐阜地方裁判所での判決に至るまでの裁判費用はどれほどで、名古屋高等裁判所における控訴審の裁判費用はどれほどになると予想されるかでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

第1審の岐阜地方裁判所での裁判にかかった費用でございますが、着手金30万円と事務経費4万

円。裁判所鑑定に対する市の意見書の作成委託料でございますが、これが32万4,000円でございます。

第2審につきましても、着手金30万円と事務経費4万円を予定しております。

また、裁判が終了した際に、弁護士の報酬といたしまして30万円を予定しております。

ただし、裁判所が行った鑑定費用でございますが、これは最終的に裁判が終了したときに判断されるものでございまして、この額につきましても確定しておりませんし、額につきましてもこちらのほうへ通知が来ておりませんので、よろしく願いいたします。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。

○議長（熊谷隆男君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（熊谷隆男君）

ただ今、議題となっております議第62号については、お手元に配付してあります審査付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

ここで暫時休憩いたします。

休憩時間は、ブザーが鳴るまでとしますので、よろしく願いいたします。

なお、休憩中に総務文教委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

午前9時23分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（熊谷隆男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（熊谷隆男君）

ただ今、議題となっております議第62号につきましては、所管の常任委員会に付託してありますので、その審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務文教委員長 館林辰郎君。

○総務文教委員長（館林辰郎君）

本委員会に付託されましたその他の案件1件について、慎重に審査をいたしましたので、その結

果をご報告いたします。

議第62号 訴えの提起については、平成24年度のゴルフ場の評価にかかる、市に対する固定資産評価審査決定取消請求の裁判の判決について、市はその判決に承服できないため、控訴することについて議決を求める旨の詳細な説明を受けました。

主な質疑では、この申し立てに対して、固定資産評価審査委員会が新たに鑑定した場所はどこかとの問いに対し、釜戸町字裏山の当該クラブハウスの近傍山林であるとの答弁がありました。

また、ゴルフ場の評価額の算定方法はどのようなかとの問いに対し、ゴルフ場用地の近傍の山林の時価と、国から示される造成費にそれぞれ宅地評価割合である7割を乗じたものに位置、利用状況等による補正を行い算出したものであるとの答弁がありました。

また、この裁判の結果が他のゴルフ場に影響を及ぼすことはあるのかとの問いに対し、この案件以外に影響はないものと考えているとの答弁がありました。

本議案については討論はなく、採決の結果、採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました、その他の案件1件についての審査結果報告といたします。

以上であります。

○議長（熊谷隆男君）

ご苦労様でした。

ただ今の報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言がないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（熊谷隆男君）

これより本案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第62号 訴えの提起についてに対する委員長報告は可決であります。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第62号は、原案のとおり可決しました。

○議長（熊谷隆男君）

以上で、本臨時会に提出されました議案の審議は終了いたしました。

ここで、市長から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

ただ今は、上程させていただきました議案に対しましてご議決を賜り、まことにありがとうございます
いました。

市といたしましても、承服できない部分がございますので、名古屋高等裁判所へ控訴させていた
だきまして、しっかり市の主張を、弁護士を通して訴えていきたいと思っておりますので、どうか
変わらぬご理解と、また、ご協力を賜ればと思います。

本当にありがとうございました。

○議長（熊谷隆男君）

ご苦勞様でした。

○議長（熊谷隆男君）

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、平成27年第5回瑞浪市議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 熊 谷 隆 男

署 名 議 員 熊 澤 清 和

署 名 議 員 館 林 辰 郎